**○厚生労働省告示第二百五十二号**

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年八月一日から適用する。ただし、同日前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

題名中「の定める」を「が定める」に改める。

第一号中「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。次号において「改正法」という。）第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次号において「旧船員保険法」という。）第十七条の規定による被保険者」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）」に、「平成二十一年三月三十一日以前」を「平成二十二年三月三十一日以前」に改め、同号の表中「二四・六八」を「二四・七六」に、「二一・七四」を「二一・八〇」に、「二〇・五二」を「二〇・五八」に、「一九・六二」を「一九・六八」に、「一八・五一」を「一八・五七」に、「一七・八七」を「一七・九二」に、「一七・六一」を「一七・六六」に、「一六・五四」を「一六・五九」に、「一五・五一」を「一五・五六」に、「一三・九二」を「一三・九六」に、「一二・五二」を「一二・五六」に、「一一・二九」を「一一・三二」に、「一〇・一九」を「一〇・二二」に、「九・三二」を「九・三五」に、「八・四六」を「八・四九」に、「七・六二」を「七・六四」に、「六・七五」を「六・七七」に、「五・九〇」を「五・九二」に、「五・〇七」を「五・〇九」に、「四・四五」を「四・四六」に、「三・八五」を「三・八六」に、「三・二四」を「三・二五」に、「一・九九」を「二・〇〇」に、「一・八二」を「一・八三」に、「一・六二」を「一・六三」に、「一・三六」を「一・三七」に、「一・一四」を「一・一五」に、

| | |
|---|---|
| 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日 | ○・九九 |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日 | ○・九八 |

を

| | |
|---|---|
| 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日 | ○・九九 |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日 | ○・九七 |
| 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日 | ○・九八 |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日 | ○・九九 |

に

改める。

第二号中「改正法」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）」に、「旧船員保険法の」を「同法第四条の規定による改正前の船員保険法の」に、「として旧船員保険法」を「として同法」に改める。

**○厚生労働省告示第二百五十三号**

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第四項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年八月一日から適用する。ただし、同日前の分として支給する失業保険金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

題名中「の定める」を「が定める」に改める。

第一項中「の定める」を「が定める」に改め、同項の表中「の千六百」を「の千八百六十」に、「の千八百二十」を「の千八百六十」に、「の三千三百二十」を「の三千三百六十」に、「の三千四百八十」を「の三千五百八十」に、「の三千六百四十」を「の三千七百七十」に、「の三千九百七十」を「の四千百十」に、「の四千百四十」を「の四千二百九十」に、「の